

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第66号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（電子入札）</u></p> <p><u>第6条の2 電子入札（市の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その者の使用に係る電子計算機に入札価格その他の所定の情報を入力し、市長が指定した日時までに市の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する電子入札の運用については、市長が別に定める。</u></p>	

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（総務部調達契約課）